

神戸市主任児童委員（こどもサポーター）研修

「児童虐待の現状と発見・通告の実際」

令和6年3月15日

神戸市こども家庭センター

課長（相談指導担当） 木邨 香代子

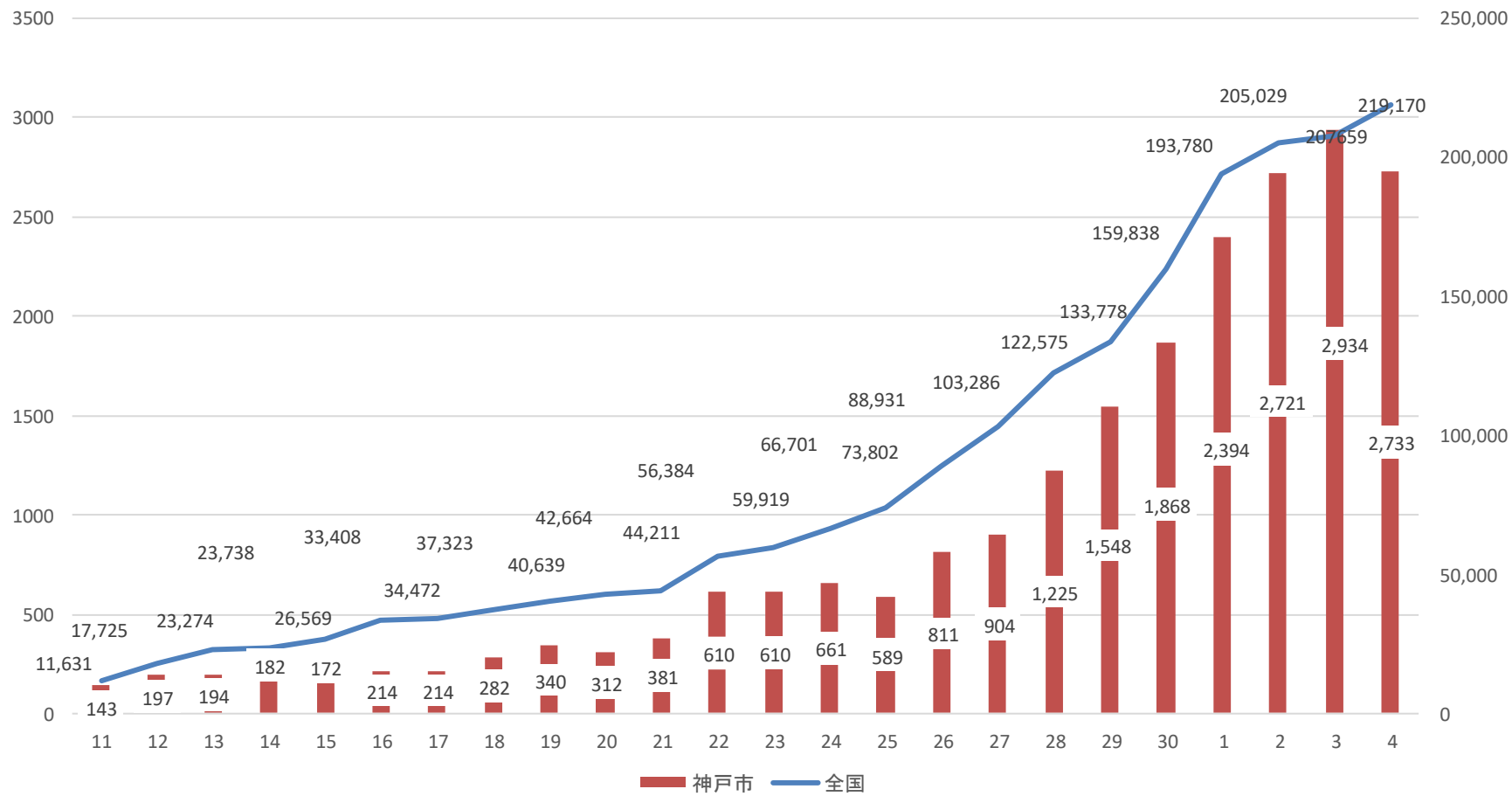


子どもがもっている権利

- たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
- 毎日元気に、健康に過ごして成長する
- 保護者の人から育ててもらい、守ってもらう
- 自分の意見を言う、話を聞いてもらう



年次別・相談・通告件数の推移 (棒グラフ：神戸市、折れ線グラフ：全国)



神戸市における子ども虐待の状況

令和4年度の状況（令和3年度）

虐待相談件数 2,733件（2,934件）

【内訳】

身体的虐待	650件（24%）
性的虐待	24件（1%）
心理的虐待	1,563件（57%）
ネグレクト	496件（18%）



児童虐待とは

【定義】

「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たないものをいう）について行う次にあげる行為を言う」

（児童虐待防止法2条）



1. 身体的虐待

児童の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

殴る 蹴る 首を絞める、
煙草による火傷 熱湯をかける
戸外放置 など



「体罰」は法律で禁止されています

令和元年6月に成立した児童福祉法等
の改正法において、法定化され、
令和2年4月1日から施行された



○ 小学校からの通告

○ 10歳 男児

- 本日、児童が登校時、右頬に痣を発見。
- 児童に聞くと、昨日、こけてテーブルにぶつけたとのこと。再度聞くと、泣いて、母に叩かれたと。
- よく公園で1人でいるところを見かけられている。



2. 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

性交 性的行為の強要
性器や性交を見せる
ポルノの被写体にする など



3. 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

食事を与えない・医療に受診させない
衣服や住居が極端に不潔
乳幼児を家や車の中に放置する
子どもが望むのに登校させない
同居人などが虐待行為を行っているのに、放置する など



○ 区こども家庭支援室からの送致

○ 5歳 男児 3歳 女児

- 区に匿名の通報があり、母が夜間、こどもたちを置いて出かけている。通報者がこどもたちに聞いても、夜起きたら母がいなかった、怖かったと。
- 保育園も休みがち。登園したとしても、昼近いこともある。
- 衣服が汚れていることもあり、最近、痩せたか。
- 母に訪問しても会えない。



4. 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

暴言 脅迫 無視

他のきょうだいと著しく差別する
DV（配偶者からの暴力）を見せる
など



【虐待発生の要因】

保護者の要因

未熟さ、被虐待体験、
アルコールや薬物への依存 など

子どもの要因

障害、発達の遅れ、
性格、行動上の問題 など

経済的要因、夫婦不和、社会的孤立 など

家庭(養育環境)の要因

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生する。

子ども虐待における関係機関連携

1 発見者の通告義務

- ・「要保護児童を発見したものは・・・（又は児童委員を介して）市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」

（児童福祉法 25 条）



○児童虐待の早期発見等

(児童虐待の防止等に関する法律第5条)

学校、児童福祉施設、病院・・・その他、児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、・・・弁護士、警察官・・・その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

○児童虐待の早期発見等

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

- ・「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを・・・（又は児童委員を介して）市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」

(児虐法6条)

虐待の発見・通告の実際

1 通告に際して

- 虐待かどうかはこども家庭センターなど専門機関が判断しますので、通告は迅速に行ってください。
- 通告者の秘密は守ります。



児童虐待対応のしくみ

こども家庭センターの通告のながれ

1. 通告

電話・文書・来所など

2.(緊急)受理会議

緊急度・重症度をアセスメントし、介入方法を検討

3. 介入

訪問・職権一時保護など

4. 調査

社会調査・心理調査・医学調査・行動観察

5. 援助方針会議

社会診断・心理診断・医学診断・行動診断

6. 在宅指導・
施設入所

助言指導・継続指導・児童福祉司指導
措置入所・里親など

7. (家族再統合)

再発防止



3 職権による一時保護

- ・「児童相談所長は、必要があると認められるときは・・・児童に・・・一時保護を加えることができる」

(児童福祉法 33条)

○児童の安全が確保できない場合は、親権者の同意なしで一時保護する場合がある



4 所属機関（例：保育所）での見守り

- ・「児童相談所は日頃から保育所との連携を密にし、要保護児童の通告が早期に図られるよう体制を整えておく」

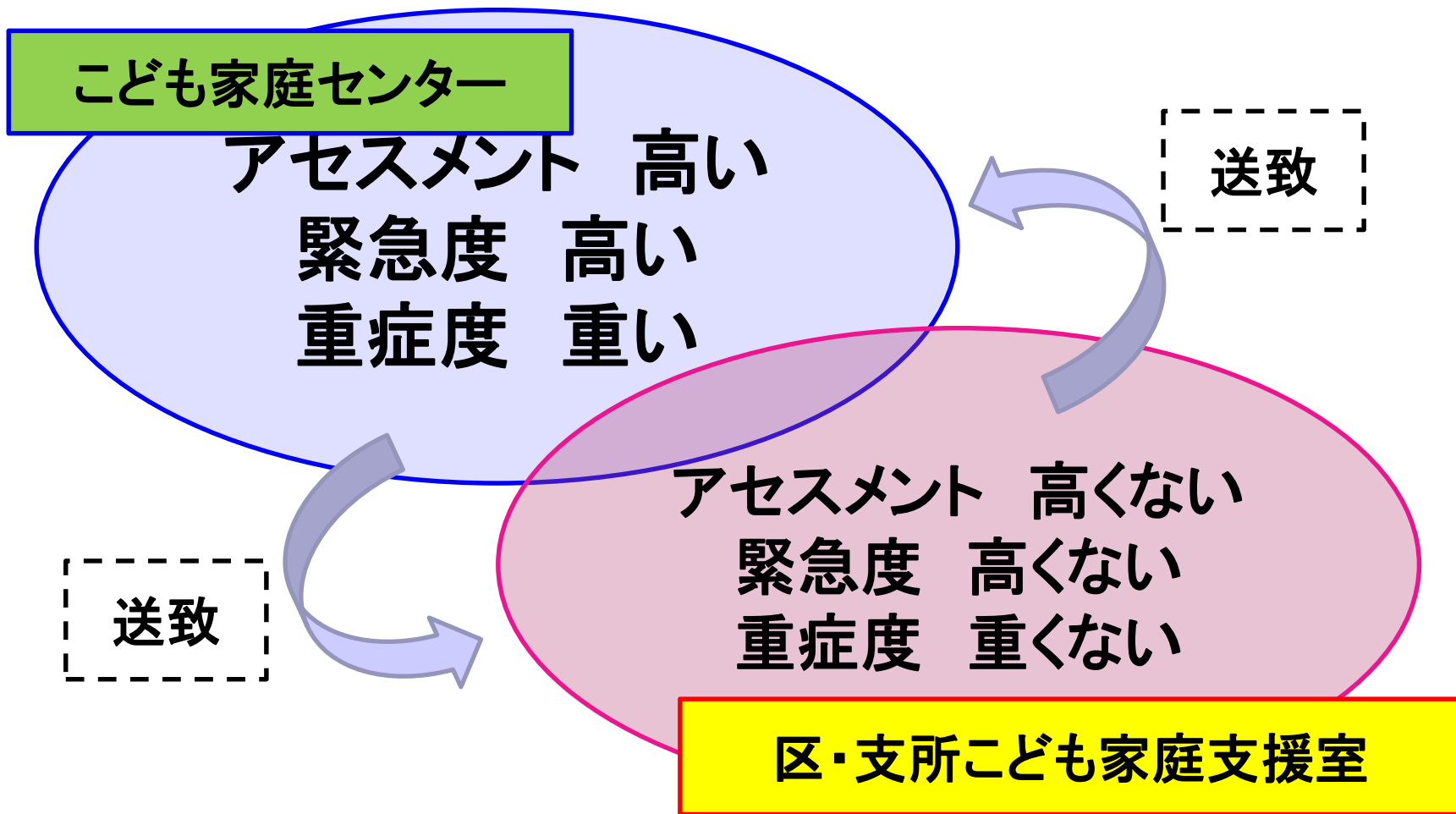
（児童相談所運営方針第7章10節1（1））

- ・「虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に（おおむね1ヶ月に1回）、保育所から当該児童の出欠状況等の情報を受け、・・・状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である」

（児童相談所運営方針第7章10節1（6））



主な児童虐待の対応機関



最後に

- 「児童虐待」は、愛情がないということだけで起こるわけではなく、保護者自身、こども本人、家族を取り巻く環境要因などが、多層的、複合的に存在し、家族だけの力では問題を解決できない状況の中で起こります。
- 児童虐待は、家庭の中で行われているため、まずは、学校園や地域の方の「気づき」が大切と考え、その「気づき」がスタートとなります。何か「あれっ？」と思ったら、その感覚を大事にしてください。
- 家族の問題を解決していくためには、こども本人と家族を支援し、力をつけていただくことが必要です。そのためには、児童相談所の介入、区役所と地域の支援が必要です。

